

三重県環境審議会第3回騒音・振動部会について

1 パブリックコメント等の結果について

「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（案）」（部会資料4）について、県民に意見募集（パブリックコメント）及び関係市町に意見照会を行ったところ、パブリックコメント等の意見はありませんでした。（部会資料3）

2 報告書最終案について

- ・令和4年5月24日、環境省は「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」等を公布しました。
- ・告示等では、メーカーが申請を行ったものを環境省が個別に指定するスクリー式の圧縮機について規制対象外とすることとなりました。

（参考）「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」等の公布について 概要

- ・告示等の概要としては、振動規制法施行令（昭和51年政令第280号。以下「振動令」という。）別表第1第2号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機については、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（環境省告示第五十二号）」（参考資料1）において、工場及び事業場における通常の稼働において、当該機器から5m離れた地点における振動が60dBを超えないものとみなされるものとして、機器の圧縮方式がスクリー式のものを選定することとしました。
 - ・なお、規制対象外とする機器については、機器の圧縮方式がスクリー式のもの一律を対象とするのではなく、メーカーが申請を行ったものを環境省が個別に指定することとし、具体的指定方法は、「低振動型圧縮機の指定に関する規程（環境省告示第五十三号）」（参考資料2）で定めるとしました。
- ・以上を踏まえ、「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（最終案）」（事務局としての最終案）としました。（部会資料2）

3 今後の予定

意見表決書の結果を反映し、「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（最終案）」をとりまとめ、令和4年7月7日に開催される令和4年度第1回三重県環境審議会において、部会長からご報告いただきます。

なお、今後のスケジュールは部会資料5のとおりです。